

平成 29 年度事業報告

平成 29 年度は、事業計画に掲げました『各種イベントを通じた安全文化高揚の推進』『積極的な情報発信に基づく安全情報の共有化の促進』『教育訓練室を軸とした各種講習・訓練事業の強化・充実』『乗員健康管理体制への支援』『IT 環境を活用した情報提供による会員との連携強化』を重点項目として各種事業を遂行して参りました。

『事業別内容』

1. 航空の安全文化の普及と啓発（定款第4条1項）

- (1) 平成29年度は、新潟空港、佐賀空港で開催された「空港祭」に参画し、飛行機工作教室を始め空の楽しみを伝えるトークショー等により航空を身近に感じていただく「スカイスクエア」として開催しました。また群馬ヘリポートフェスタに参加し、ヘリコプターシミュレーターの体験搭乗及び広報活動を実施しました。
- (2) 航空業界を目指す学生等の進路選択に有益な情報提供を行うことを目的として、「Yes I Can 航空教室」を平成29年度は全国8箇所（5月北海道、6月大阪、9月愛知、11月沖縄、10月福岡、12月東京、1月宮城、2月愛媛）にて開催しました。また「航空機操縦士養成連絡協議会」裾野拡大ワーキンググループの取り組みの一環として、操縦士志望者を対象にした女性限定の航空教室を12月に開催しました。
- (3) パイロットと管制官の共通の理解を深めるため、『安全で効率の良い運航と航空管制』を題目とし、ATS シンポジウムを10月に開催しました。
- (4) パイロット及びその他航空関係者との意見交換の場として、航空気象シンポジウムを11月に開催し、航空機被雷の現状と課題等について講演とパネルディスカッションを行ないました。
- (5) 小型航空機の事故防止のための操縦士に対する安全啓発を目的とし、特に指導的立場にある操縦士への知識拡充による事故防止を図るため、小型航空機セーフティセミナーを3月に開催しました。
- (6) 主に訓練生、就職活動中の方を対象に、訓練で学んだ基礎知識のレビューを目的としたブラッシュアップセミナーを3回（8月、11月、2月）開催しました。

[公1事業]

空港祭等への参加による安全文化の普及活動：スカイスクエア

シンポジウム：ATS／航空気象

イベント： Yes I Can 航空教室

その他の普及活動：他団体への講師派遣

[公2事業]

安全技術の向上：小型航空機セーフティセミナー／航空安全セミナー
／ブラッシュアップセミナー

2. 安全対策（制度と運用）（定款第4条2項）

- (1) 航空局通達国空乗第2077号に基づいた「航空安全講習会」を、全国11箇所にて延べ21回開催し、安全意識の向上を図りました。
- (2) 航空局、関連諸団体が開催する委員会、検討会等に理事を派遣し、経験に裏づけされた知見を持って助言、提言を行っています。
特に、小型航空機等の安全推進については、助言等に加え航空局が対応したポスターの作成、安全啓発動画作成に積極的に参画しました。
また、無人航空機（ドローン）の「目視外飛行に関する要件（目視外飛行の技術基準）」等の検討会において、無人機・有人機相互間の安全確保を最優先に取り組んでいます。
- (3) 安全対策、運航方式、身体検査基準の見直し、航空従事者学科試験問題等を検討するにあたり、安全の見地から実運航に即した内容が反映されるよう努めました。

[公1事業]

航空局主催の委員会、検討会への専門委員の派遣
航空安全講習会の開催
航空医学適性セミナーの開催
参考資料の提供：「区分航空図」

3. 情報伝達と提供（定款第4条3項）

- (1) ホームページを通じた安全・技術情報、航空局通達を含め様々な情報配信を行っています。平成29年度は、航空身体検査証明制度および健康管理についての理解を深めるため「情報提供およびQ&A」を一般向けページに拡大しました。また会員ページでは「運航Q&A」の運用を開始、引き続き協会発行書籍のデジタルBOOK版公開など様々な情報を配信しています。
- (2) 特定の会員層を意識しない広報を含む機関誌「パイロット」の年2回の発行をはじめ、メールマガジン（年21回発行）等のツールを通じ、各種情報を、航空界のみならず航空に興味を持つ方に広く提供しています。

- (3) NPO 法人AIM-Japan 編纂協会が編集するAIM (Aeronautical Information Manual) を年2回 (日本語・英語版) 発行しました。運航に必要な管制方式・手順、航空法、航空気象等、幅広い情報が集約されており航空界全般に広く普及しています。

[公1事業]

各種媒体を通じた情報提供 (ホームページ・メールマガジン等)
航空の安全、技術を含む情報提供: 「パイロット手帳」の発行

[公2事業]

「AIM-J」編纂事業への支援
「パイロット」誌の発行

4. 情報収集及び調査研究 (定款第4条4項)

- (1) 各支部・委員会活動は、航空界の安全に資する調査、研究を通じて操縦士の知識・技能の向上を図るべく活動しています。
- (2) 学科試験問題検討会は、当協会自主事業として過去問題の精査、新問題の提案等を行っています。
- (3) エコ活動については、『航空ECO 川柳コンテスト』を実施し、全国から多数のご応募を頂き、優秀作品はパイロット手帳で紹介しました。
- (4) FAI (Federation Aeronautique Internationale) の活動としては、航空スポーツ統括団体として諸外国の運営実態等を調査すると共に、国内で行われる競技会等への情報提供を行ない、また競技会等の記録を公認する体制を整えております。

[公1事業]

委員会活動: ATS/航空気象/航空医学/乗員養成検討
支部活動: 北海道/東日本/中部/西日本/九州/沖縄
学科試験問題検討会

[公2事業]

委員会活動: エアライン/ジェネラル・アビエーション/ビジネス航空
/フライトテスト/航空安全/運航技術
国際機関を通じた情報把握・提供
: FAI (総会・分科会)
国内航空スポーツ競技会の記録公認
外部関連機関の会議への参加

5. 技能習熟の支援（定款第4条5項）

- （1）操縦技能のリフレッシュや一般操縦、計器飛行方式等の教育において、経験豊富な操縦士が担当し、また特定操縦技能審査にも対応しております。
- （2）航空局運航審査官、航空従事者試験官の協力を得て、機長養成講習会を各地で開催し、優れた機長の養成を支援することによって、公益法人として安全面からのサポートを行っています。平成29年度は、2回（9月、1月）開催しました。
- （3）Single Pilot向けに運航における安全性の向上とインシデントの防止を図るため、TEM/CRMセミナー（基礎コース3回（6月、9月、11月）、SRMコース2回（5月、10月）を開催しました。

[公2事業]

飛行訓練装置（FTD）を使用した教育、訓練、審査
機長養成講習会
TEM/CRMセミナー

6. その他の事業（定款第4条6項）

- （1）会員の福利厚生制度として、所得補償保険事業を実施しました。
- （2）航空界に貢献した方々への表彰関連事業を実施しました。

[他1事業]

所得補償保険
航空功労者への表彰関連事業

[参考]

表彰規程に基づく褒章・表彰関係受章者一覧（敬称略）

- ・春季黄綬褒章：後藤 順彦（ソラシド[®]エア）後藤 喜一郎（琉球エアコミューター）
- ・秋季黄綬褒章：大塚 晴康（panda・Flight・Academy）高橋 広雄、船越 篤（日本航空）
- ・国土交通大臣表彰：中島 一郎、宮脇 一朗（日本航空）
木村 敏也、松浦 祐之助、木造 淳一、早坂 昭夫（全日本空輸）
飯田 啓一（日本トランスオーシャン航空）岡田 貞徳、井田 邦夫（Peach・Aviation）
坂本 克久（ハネダ[®]・エア）滝浪 啓一郎（フジト[®]リームエアラインズ）
- ・東京航空局長表彰：安西 直幸（毎日新聞社）
- ・大阪航空局長表彰：松村 哲夫（三菱重工業）林 晃一（川崎重工業）
- ・日本航空協会表彰 航空亀齡賞：宮本 裕夫（日本航空機操縦士協会）

・日本航空機操縦士協会

会長表彰：高田 和直（フジドリームエアラインズ）、小林 一水（全日本空輸）

北東 良之（ジェットスター・ジャパン）、鈴木 拓（全日本空輸）

黒澤 和博（エア・ジャパン）、渡瀬 功（全日本空輸）、

松宮 伸明（ジェットスター・ジャパン）

会長奨励賞：大瀬 拓人、浅野 裕也、相良 浩貴、小野 翔太（航空大学校）

清水 健斗（桜美林大学）内田 祐亮（崇城大学）、友田 喜紀（東海大学）

越智 文耶（法政大学）

その他表彰：石原 敬三（AIM 編纂協会）

『会員情報』 会員数（平成 29 年度末現在） (人)

会員種別		会員数	
正会員	定期	3,408	5,129
	事業用	1,061	
	個人	660	
終身会員		1,084	1,084
賛助会員	個人	170	232
	法人	62	
準会員		731	731
合計			7,176

【参考】

公益社団法人である本協会の事業は、公益目的事業とその他事業に分類され、更に公益目的事業は事業の性格により、2つに分類され、内閣府より認定を受けています。

航空の安全文化の普及と諸般の調査研究を対象としている事業・・・公1
運航の安全に資する知識の向上と情報提供及び調査研究を対象 としている事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公2
本協会の目的を達成するために必要な事業・・・・・・・・・・・・・・・・他1

附属明細書

平成 29 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。